

# 年度末・初めは休日窓口サービスへ

## 3月25日(土)・4月2日(日)は住民異動届の手続きができます

問い合わせ 市民課 市民係(☎内線304)

ページID:26715

引っ越し(異動)が多い年度末・年度初めの土日に、市役所窓口で住所変更(住民異動届)に伴う手続きができます。

開庁日 3月25日(土)、4月2日(日)

受付時間 午前9時～正午

- 取扱業務 ① 転出、転入、転居などの住所変更(異動届)とそれに伴う諸手続き  
② 住民票の写し、戸籍謄(抄)本や税証明などの証明書の発行  
③ マイナンバーカードの交付・更新

※他自治体や関係機関へ照会が必要な場合、各種届出や証明の発行はできません。

※この日程以外の第2・4土曜開庁日は、取扱業務②③のみです。

※マイナポイントの申込手続きや公金受取口座登録の手続きはできません。

### ①の手続きに必要なもの

届出の種類	期間	必要なもの
転出届 (市外に転出)	転出予定日の 前後14日以内	・届出人(窓口に来た人)の本人確認書類※1 ・印鑑  <ある場合のみ> 国民健康被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、 医療証(子ども、ひとり親、障がい者)、介護保険被保険者証、印鑑登録証
転入届 (市外から転入)	本市に 住み始めて 14日以内	・届出人(窓口に来た人)の本人確認書類※1 ・転出証明書※2 ・印鑑  <ある場合のみ> 後期高齢者医療被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳、 自立支援医療受給者証、健康保険被保険者証、年金手帳、 精神障害者保健福祉手帳、住民基本台帳カード、マイナンバーカード※3、 特別永住者証明書、在留カード、転出時に受け取っている各種証明書
転居届 (市内の転居)	新しい住所に 住み始めて 14日以内	・届出人(窓口に来た人)の本人確認書類※1 ・印鑑  <ある場合のみ> 国民健康被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、 医療証(子ども、ひとり親、障がい者)、介護保険被保険者証、

身体障害者手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証、  
精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、  
住民基本台帳カード、マイナンバーカード※3、  
特別永住者証明書、在留カード

代理人が提出する場合は「委任状」が必要です。様式はホームページ(ページID:2279)からダウンロードできます。

- ※1 本人確認書類…公的機関が発行した顔写真付きの証明書(マイナンバーカード、運転免許証、旅券など)。持っていない場合、健康保険被保険者証や預貯金通帳など氏名が確認できるものを2点以上。
- ※2 あらかじめ前住所地で転出届が必要です。住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードによる転出(特例転出)をした人は転出証明書が発行されません。必ず住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードを持ってきてください。
- ※3 住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードを持っている人は転入届と併せて継続利用の手続きが必要です。転入をした日から14日過ぎて転入届をした場合、住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードは失効します。

## 来庁できない人はマイナポータルからオンラインで 転出届の手続きができます

問い合わせ 市民課 市民係(☎内線303)  
ページID:26742

転出届がマイナポータルを通じてオンラインでできるようになりました。このサービスを利用すると、転出時に市役所への来庁が原則不要となります。

### 必要なもの・利用できる条件

- ・電子証明書が有効なマイナンバーカードが必要です
- ・日本国内での引っ越しをする人が利用できます
- ・自身単身での引っ越しの他、同一世帯員、自身以外の世帯員の引っ越しでも利用できます



※転入先市区町村の窓口で転入届などの手続きが別途必要です。

※4月から子育てや介護に関する一部の手続きについても、マイナンバーカードを用いてオンライン申請ができます。詳しくはマイナポータルを確認してください。

## 市内郵便局でマイナンバーカード交付申請手続きを サポートしています

問い合わせ 市民課 市民係(☎内線303)  
ページID:26414

**場 所** 次の3カ所

- ・太宰府天満宮前郵便局 (宰府3-4-23) ☎(924)7382
- ・太宰府大佐野郵便局 (大佐野4-20-12) ☎(928)4898
- ・太宰府水城の里郵便局 (水城3-5-35) ☎(924)9911

**時 間** 月曜～金曜の午前9時～午後5時まで(祝日を除く)

**内 容** 申請書作成に関する説明/無料の写真撮影/申請書記入補助 など

**持ってくるもの** マイナンバーカード申請書 ※申請書が届いていない・紛失した場合は、申請書がなくてもサポートします。